

平成30年度 第2回東区協議会次第

日時：平成30年5月25日（金）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31、32会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 協議事項について

ア 新たな行政区、行政サービス提供体制（案）について 【企画課】

イ 平成29年度地域力向上事業（助成事業）の事後評価について 【区振興課】

ウ 平成30年度地域力向上事業（助成事業）の提案について 【区振興課】

(2) 地域課題について

東区協議会委員会活動について

4 その他

(1) その他

(2) 6月の開催予定 平成30年6月29日（金）午後1時30分から

会場 東区役所 3階 31、32会議室

5 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	新たな行政区、行政サービス提供体制（案）について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 区再編案を含む新たな行政区、行政サービス提供体制について、これまで市議会でご議論いただき検討を進めてきた。 ➤ 今月から来月末にかけて、市民の皆様へ現時点での検討内容をご説明し、ご質問やご意見を伺う機会として、地区自治会連合会を対象に「新たな行政区、行政サービス提供体制（案）について意見を聴く会」を実施している。 				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新たな行政区、行政サービス提供体制（案）の説明 <ol style="list-style-type: none"> 1 行政区再編の必要性 2 行政区再編の効果と課題 3 区再編案 4 区再編案（行財政改革・大都市制度調査特別委員会の一部委員からの提案） 5 再編後の姿 6 今後のスケジュール 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	企画課	担当者	川西 亜紀子	電話	457-2241

新たな行政区、行政サービス提供体制（案） について意見を聴く会 説明資料

浜松市

1

はじめに

浜松市では、新たな行政区、行政サービス提供体制について、市議会での議論などにより検討を進めてきました。その議論に際して、市が提示した資料の抜粋がこの資料です。

区の再編は決定したものではなく、現行7区を含めた再編の有無について市民の皆様のご意見を伺った上で検討を進めてまいります。

2

目 次

1 行政区再編の必要性

- (1) 本市を取り巻く環境の変化
- (2) 未来を見据えた新たな自治モデルの創造

2 行政区再編の効果と課題

3 区再編案

- (1) 検討の前提条件
- (2) 区再編案
 - ・案①
 - ・案②
 - ・案③

4 区再編案 (行財政改革・大都市制度調査特別委員会の一部委員からの提案)

3

目 次

5 再編後の姿

- (1) まちづくりやサービス拠点のイメージ
- (2) 区役所・(仮称)行政センター庁舎のイメージ
- (3) (仮称)行政センター・協働センターのイメージ
- (4) 協働センターの機能強化
- (5) 市民協働による地域づくりの推進

6 今後のスケジュール

4

1 行政区再編の必要性

(1) 本市を取り巻く環境の変化

①人口減少、超高齢化

②社会保障費の増大

③インフラの老朽化

- これまでに経験したことがない人口減少、超高齢化などを克服し、浜松市政を健全で持続可能なものとするために、今後の行政サービスの維持・強化策について検討を進める必要があります。

5

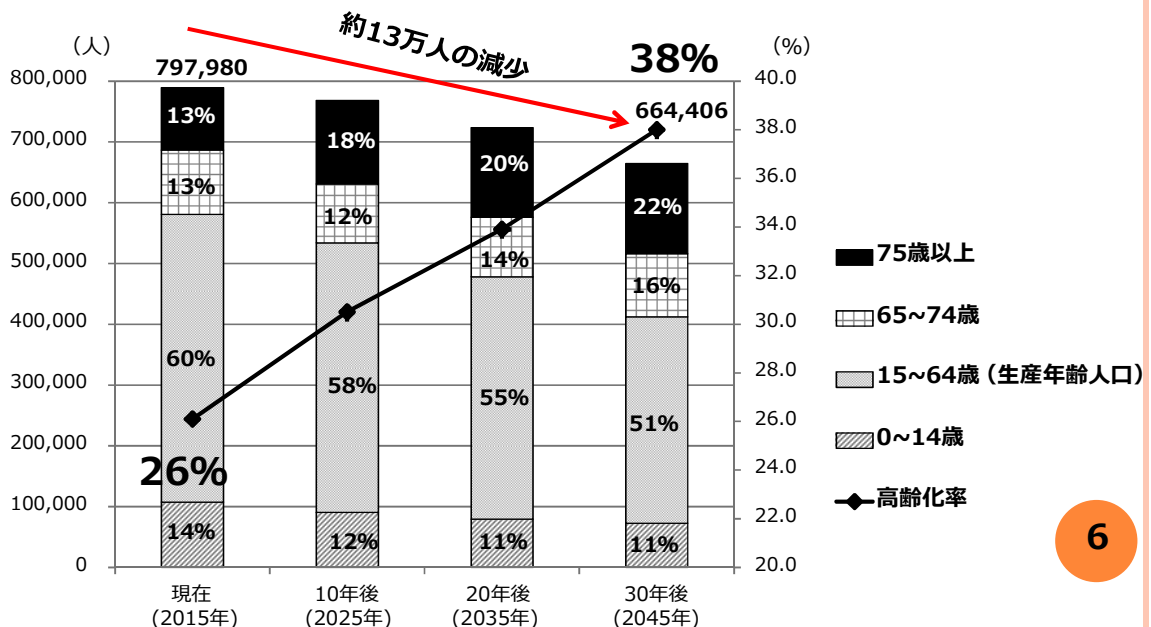
1 行政区再編の必要性

(1) 本市を取り巻く環境の変化

①人口減少、超高齢化

30年後(2045年)には、

総人口が約**13万人**、生産年齢人口が約**3割**減少し、**5人に2人**が高齢者に



6

1 行政区再編の必要性

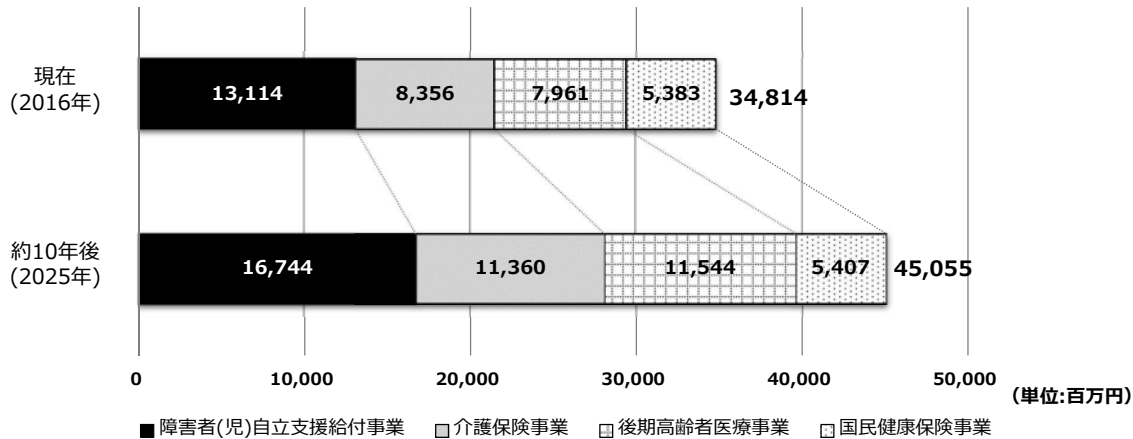
(1) 本市を取り巻く環境の変化

② 社会保障費の増大

高齢者人口の拡大により、約10年後(2025年)には、

後期高齢者に係る事業費約**45%**、介護保険に係る事業費約**36%**増加

医療・保健・福祉に係る主な事業費の将来見通し



7

出典:平成28年6月23日開催浜松市行政経営諮問会議第7回審議会資料

1 行政区再編の必要性

(1) 本市を取り巻く環境の変化

③ インフラの老朽化

今後50年間(2015~2064年)で、

改修・更新経費 **1兆9,789億円** 1年当たり**396億円**

RBM
(リスクベース・メンテナンス)
採用後

今後50年間(2017~2066年)で、

改修・更新経費 **1兆3,145億円** 1年当たり**263億円**

※RBM(リスクベース・メンテナンス)…一律の基準ではなく各々の管理水準、耐用年数等により改修・更新する効率的で効果的なインフラ資産の維持管理手法

過去5年間(平成24~28年度)の1年当たりの改修・更新経費の実績 **159億円**


8

出典:浜松市公共施設等総合管理計画、平成29年度浜松市の資産のすがた

1 行政区再編の必要性

(2) 未来を見据えた新たな自治モデルの創造

基礎自治体としての
自律した持続性と
住民に身近な
サービス提供
体制の両立



未来を見据えた
新たな自治
モデルの創造

- ▶ これまでの様々な取組を踏まえ、拠点の分散化による専門的なサービス水準の低下や、地域コミュニティ支援などのさらなる課題に対応するために、行政組織の見直しを行わなければなりません。
- ▶ 行政組織（区役所などのサービス拠点と人材配置）を総合的に見直すことで、持続可能性と身近なサービスの両立に向けた新たな自治モデルを創造します。

9

2 行政区再編の効果と課題

- ▶ 例えば福祉・保健・土木の分野では以下の課題が解消されることにより、サービスの向上が見込まれます。
- ▶ このような市の出先機関全体の最適化を、組織の肥大化なしに行うためには、区の再編の中で実施することが最善と考えています。

	現状・課題	行政区再編後
福祉	・7つの区役所（福祉事務所）と本庁の体制 ・事務処理における区間の相違	・7つの福祉事務所を本庁の組織とし、命令系統が一元化することで、均質な福祉サービスを提供
保健	・専門職である保健師が7つの区役所に分散しており、専門性を効果的に発揮できない	・保健師の本庁への集約配置により、母子保健中心から、子供から高齢者まで全方位型のサービスを提供
土木	・地域からの要望や災害への対応が土木整備事務所と区役所で2系統に分かれている	・土木整備事務所を区役所に併設することで、緊密な連絡体制により対応力を強化

10

2 行政区再編の効果と課題



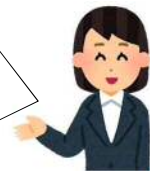
区役所から離れた地域のまちづくりが進まないのでは？

これまでどおり、地域の主体性を尊重しながら、**地域の事情に応じた支援**をします。
特に、**協働センター**のコミュニティ担当職員が**地域コミュニティ**に積極的に関与し、協働による地域づくりを進めます。



区が大きくなると、住民の声が市政に反映されにくくなるのでは？

市民の皆様と協働して地域づくりを進める仕組みとして、**区協議会の運営**を継続するとともに、合区した区においては**現行の区単位で部会**を設置し、住民意見を集約します。
また、**(仮称)地域委員会**を設置できることとし、自治会を中心とした**住民が市政に参画する機会**を拡大します。



11

2 行政区再編の効果と課題



区役所が遠くなり、行政サービスが低下するのでは？

お住まいの地域により、区役所が遠くなる場合がありますが、頻繁に利用するサービスは、**(仮称)行政センター**（旧市町村役場のうち区再編で区役所とならないところ）や**協働センター**など身近な場所で提供するとともに、**テレビ会議システム**などの情報通信技術を活用し、**市民に身近な行政サービスは維持向上**を図ります。



区の名前が変わると、住所変更などが必要になるのでは？

区の名称が変更となる地域の皆様には**住所録などの変更**、企業の皆様には**区名入り印刷物の差し替え**や**看板の書き換え**などが一時的に必要となります。
戸籍や住民票、自動車運転免許証などについては、**住所変更の手続きが不要**となるよう調整します。



12

3 区再編案

(1) 検討の前提条件

下記の主な検討条件に基づき、区割りを検討しました。

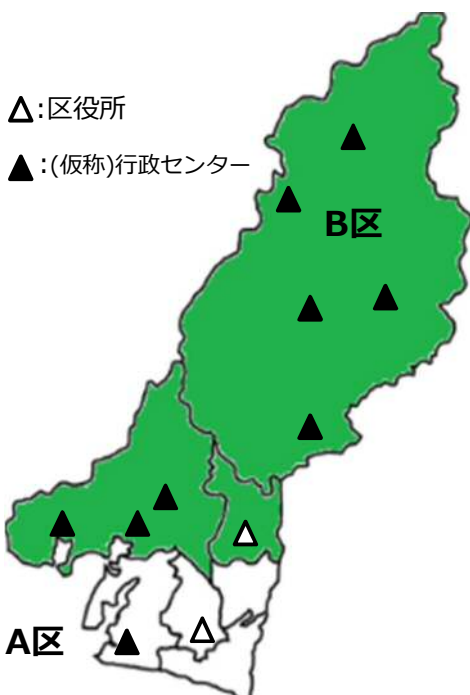
- **再編は、現行区の合区を基本とします。**
区制移行10年間の取り組みの単位を尊重し、現在の区やコミュニティのまとまりと活動の実態に配慮し、それらを分断するような新たな分割は行わない。
- **合併、政令指定都市移行により複数区に分割となった旧市域は、可能な限り統合します。**
合併以前に旧浜松市で機能していた行政サービス提供体制の効率性を基本とする。
行政区域とその他区域（学区など）の不一致を解消できる。
- **住民に身近な区出先機関の機能を拡充します。**
頻繁に利用するサービスは、区役所や協働センターなど身近な場所で提供できるように工夫する。
事務の取扱いの精査を進める中で、さらなる市民の利便性を配慮した実施方法（例：タブレットやテレビ会議システム等ICTの活用）も適宜検討する。

13

※「3 区再編案」は市民の皆様からご意見を伺うために示した、たたき台です。

3 区再編案

案①



△：区役所

▲：(仮称)行政センター

- 都心を核とし平野部が広がる南部と副都心を核とした緑豊かで自然と産業が調和した北部

- 人口・面積（H27国勢調査・国土地理院H29全国都道府県市区町村別面積調）

A区	中区+東区+西区+南区	578,221人	252km ²
B区	北区+浜北区+天竜区	219,759人	1,307km ²

- 区役所・(仮称)行政センター職員数

A区役所	B区役所	(仮称)行政センター	合計
450	244	249	943

- 必要経費（庁舎等整備、システム改修等）
約5億6千万円

- 年間削減効果額
約10億円

14

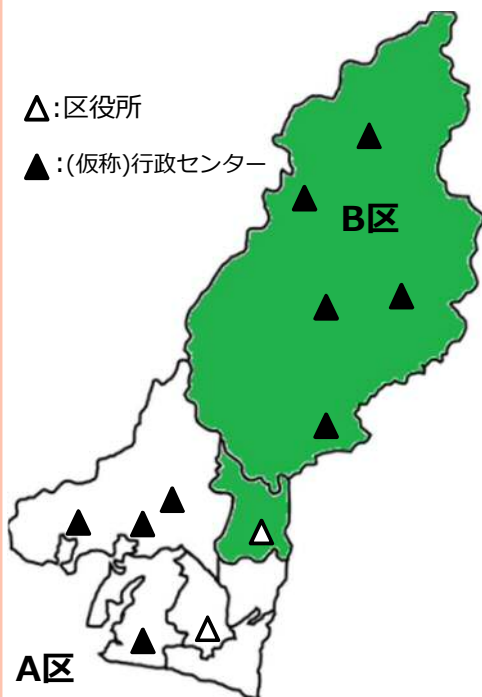
※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※庁舎は現在の区役所・協働センター庁舎を使用。

※職員の削減は一定の期間をかけて行うため、削減効果額は再編直後の効果額ではなく、適正な職員数となった時点での効果額を計上しています。

3 区再編案

案②



△:区役所

▲:(仮称)行政センター

※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※庁舎は現在の区役所・協働センター庁舎を使用。

- 旧浜松市を核とし、多様な産業が盛んな南部と副都心を核とし緑豊かで定住できる北部

➤人口・面積 (H27国勢調査・国土地理院H29全国都道府県市区町村別面積調)

A区	中区+東区+西区+南区+北区	671,788人	548km ²
B区	浜北区+天竜区	126,192人	1,011km ²

➤ 区役所・(仮称)行政センター職員数

A区役所	B区役所	(仮称)行政センター	合計
510	184	249	943

- 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)
約5億6千万円

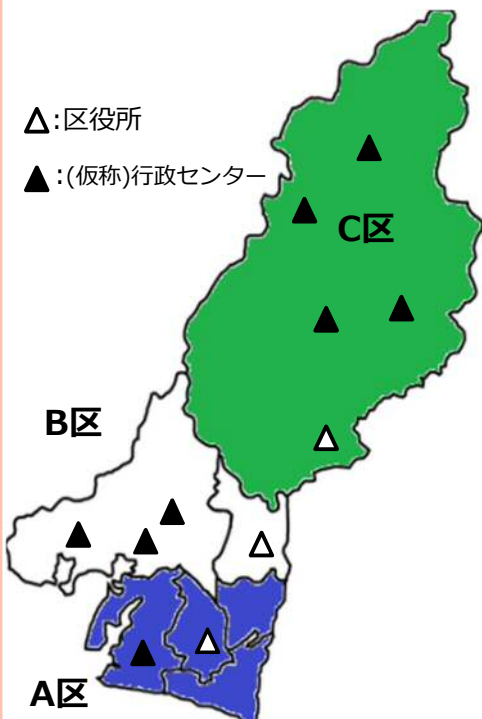
- 年間削減効果額
約10億円

※職員の削減は一定の期間をかけて行うため、削減効果額は再編直後の効果額ではなく、適正な職員数となった時点での効果額を計上しています。

15

3 区再編案

案③



△:区役所

▲:(仮称)行政センター

※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※庁舎は現在の区役所・協働センター庁舎を使用。

- 都心を核とし平野部が広がる沿岸を含む地域、産業と自然環境に恵まれた内陸地域、豊かな自然と地域特性を生かし定住できる天竜区

➤人口・面積 (H27国勢調査・国土地理院H29全国都道府県市区町村別面積調)

A区	中区+東区+西区+南区	578,221人	252km ²
B区	北区+浜北区	189,467人	363km ²
C区	天竜区	30,292人	944km ²

➤ 区役所・(仮称)行政センター職員数

A区役所	B区役所	C区役所	(仮称)行政センター	合計
450	186	118	214	968

- 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)
約5億5千万円

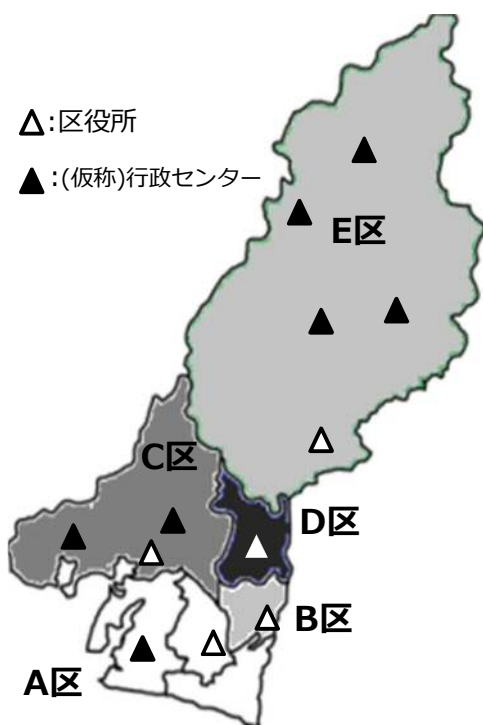
- 年間削減効果額
約8億円

※職員の削減は一定の期間をかけて行うため、削減効果額は再編直後の効果額ではなく、適正な職員数となった時点での効果額を計上しています。

16

4 区再編案

(行財政改革・大都市制度調査特別委員会の一部委員からの提案)



※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。
※庁舎は現在の区役所・協働センター庁舎を使用。

- 合併から培ってきた地域特色を最大限残し、最大区の人口とその他の区の合計人口がかけ離れないことにより、多様な考え方を反映させて、各区の地域特性を伸ばす。

➤ 人口・面積 (H27国勢調査・国土地理院H29全国都道府県市区町村別面積調)

A区	中区+西区+南区	449,666人	206km ²
B区	東区	128,555人	46km ²
C区	北区	93,567人	296km ²
D区	浜北区	95,900人	67km ²
E区	天竜区	30,292人	944km ²

➤ 区役所・(仮称)行政センター職員数

A区	B区	C区	D区	E区	(仮称)行政センター	合計
361	121	126	125	118	172	1,023

➤ 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)
約5億2千万円

➤ 年間削減効果額 約3億円

※職員の削減は一定の期間をかけて行うため、削減効果額は再編直後の効果額ではなく、適正な職員数となった時点での効果額を計上しています。

17

※区再編に関する行財政改革・大都市制度調査特別委員会での意見

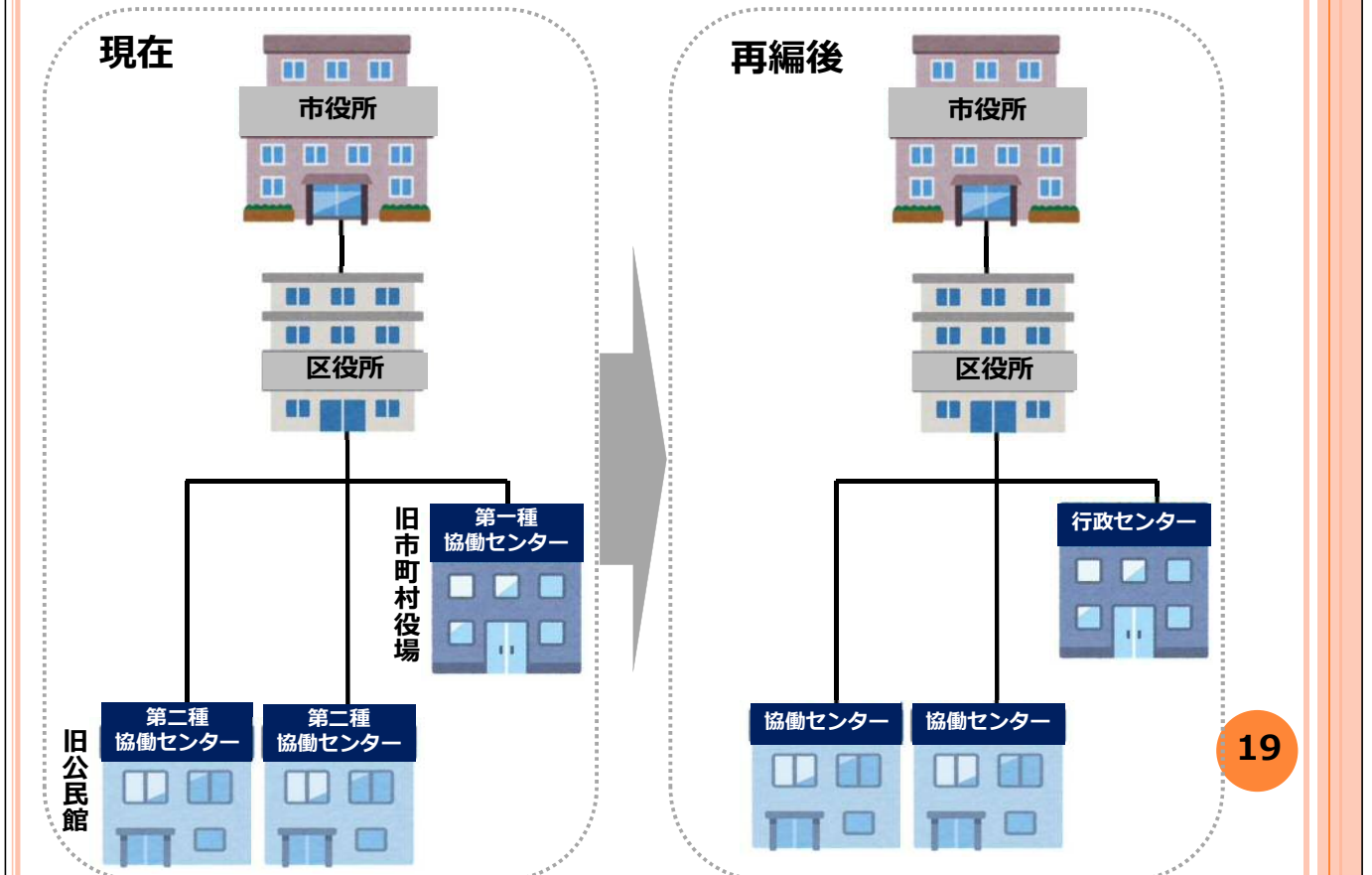
➤ 将来、人口や税収が減っていくことは確実。将来を見据え、今、何をやらなければいけないかという視点に立ち、今のうちに区の再編をすべき。

➤ 人口が60万人程度になった場合など、いずれは区を再編するようなことも必要だが、それは今ではない。したがって、当面7区を維持しつつ、時期が来たと判断できた場合に区の再編をすべき。

18

5 再編後の姿

(1) まちづくりやサービス拠点のイメージ

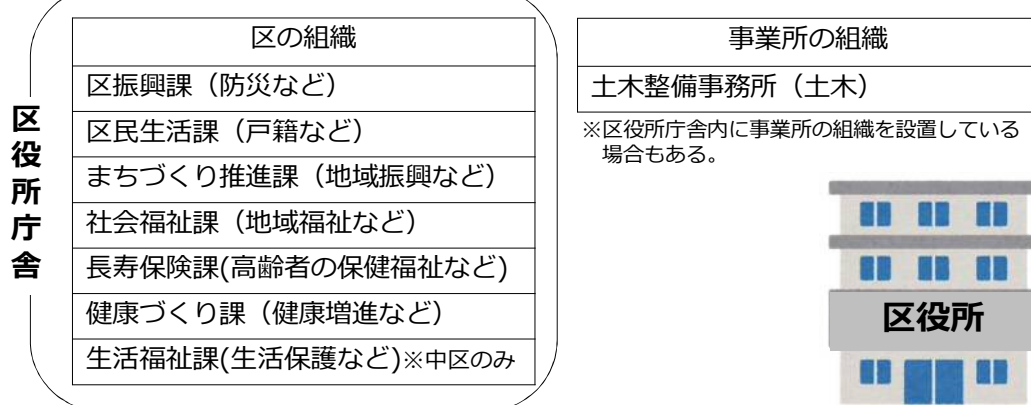


19

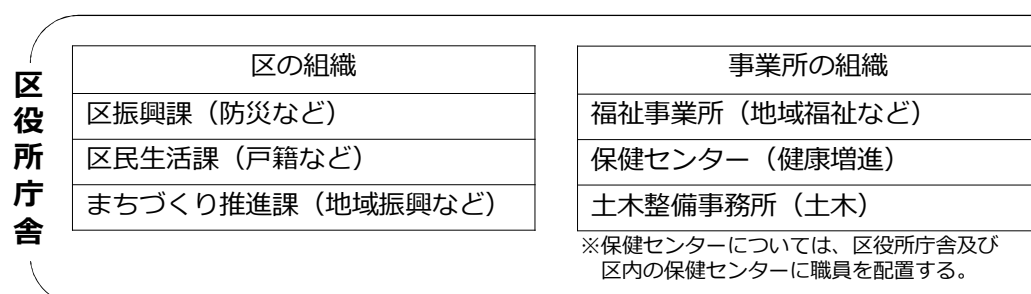
5 再編後の姿

(2) 区役所・(仮称)行政センター庁舎のイメージ

現在



再編後



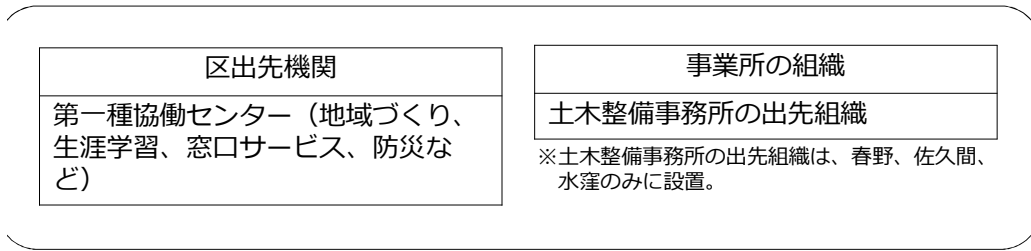
20

5 再編後の姿

(2) 区役所・(仮称)行政センター庁舎のイメージ

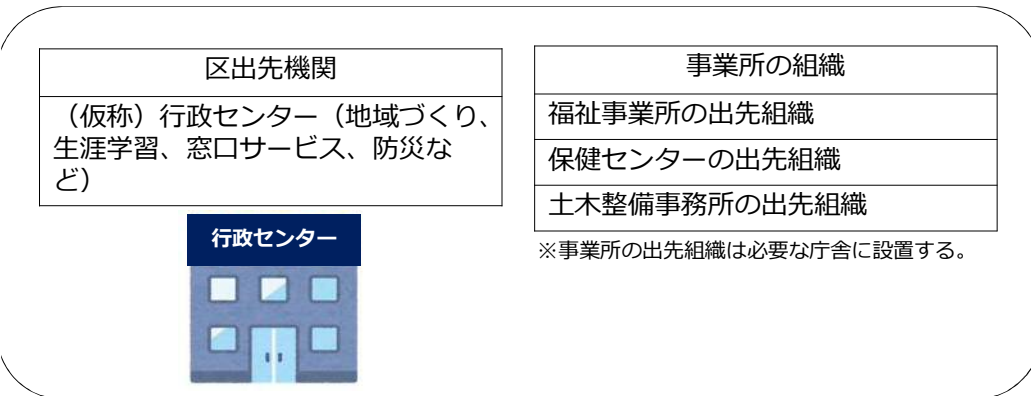
現在

第一種
協働センター庁舎
(旧市町村役場)



再編後

(仮称)行政センター庁舎



21

- ▶ 様々な市の機関などが同じ庁舎に所在することにより、地域課題解決や災害時における対応力を強化

5 再編後の姿

(3) (仮称)行政センター・協働センターのイメージ

- ▶ (仮称)行政センターの取扱業務は、下記のとおりです。



- 地域づくり
- 生涯学習
- 窓口サービス（証明書発行・届出など）
- 地域の固有事業（防災・農林道の簡易な維持管理など）



[場所]旧市町村役場（舞阪・雄踏、細江、引佐、三ヶ日、浜北、天竜、春野、佐久間、水窪、龍山）のうち、区再編で区役所とならないところ

22

5 再編後の姿

(3) (仮称) 行政センター・協働センターのイメージ

中区

- 協働センター（旧公民館）と市民サービスセンターの取扱業務は、下記のとおりです。

協働センター（旧公民館）

● 地域づくり



● 生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

- [場所] 東部協働センター（相生町）★
富塚協働センター（富塚町）★
高台協働センター（和合町）★
佐鳴台協働センター（佐鳴台二丁目）★
県居協働センター（東伊場二丁目）★
曳馬協働センター（曳馬三丁目）★
西部協働センター（広沢一丁目）
北部協働センター（葵東一丁目）
南部協働センター（海老塚二丁目）
中部協働センター（早馬町）

市民サービスセンター

● 窓口サービス
(証明書発行・届出など)



※現在と同じ場所に配置。
なお、市民サービスセンターは協働センター（旧公民館）に併設されるものと単独のものがあります。

- [場所] 左記★印の6か所の協働センターに併設
北部市民サービスセンター（単独）
駅前市民サービスセンター（単独）
高丘葵市民サービスセンター（単独）

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

23

5 再編後の姿

(3) (仮称) 行政センター・協働センターのイメージ

東区

- 協働センター（旧公民館）と市民サービスセンターの取扱業務は、下記のとおりです。

協働センター（旧公民館）

● 地域づくり



● 生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

- [場所] 蒲協働センター（子安町）
天竜協働センター（薬新町）
長上協働センター（市野町）
笠井協働センター（笠井町）
積志協働センター（積志町）

市民サービスセンター

● 窓口サービス
(証明書発行・届出など)



※現在と同じ場所に配置。
なお、市民サービスセンターは協働センター（旧公民館）に併設されるものと単独のものがあります。

- [場所] 左記5か所の協働センターに併設

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

24

5 再編後の姿

(3) (仮称) 行政センター・協働センターのイメージ

西区

- 協働センター（旧公民館）と市民サービスセンターの取扱業務は、下記のとおりです。

協働センター（旧公民館）

● 地域づくり



● 生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

[場所] 神久呂協働センター（神原町）★
入野協働センター（入野町）★
伊佐見協働センター（伊左地町）★
和地協働センター（和地町）★
庄内協働センター（庄内町）★
篠原協働センター（篠原町）★
舞阪協働センター（舞阪町舞阪）★
雄踏協働センター（雄踏町宇布見）

市民サービスセンター

● 窓口サービス
(証明書発行・届出など)



※現在と同じ場所に配置。
なお、市民サービスセンターは協働センター（旧公民館）に併設されるものと単独のものがあります。

[場所] 左記★印の7か所の協働センターに併設

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

25

5 再編後の姿

(3) (仮称) 行政センター・協働センターのイメージ

南区

- 協働センター（旧公民館）と市民サービスセンターの取扱業務は、下記のとおりです。

協働センター（旧公民館）

● 地域づくり



● 生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

[場所] 南陽協働センター（下江町）★
五島協働センター（福島町）★
白脇協働センター（寺脇町）★
新津協働センター（新橋町）★
可美協働センター（増楽町）

市民サービスセンター

● 窓口サービス
(証明書発行・届出など)



※現在と同じ場所に配置。
なお、市民サービスセンターは協働センター（旧公民館）に併設されるものと単独のものがあります。

[場所] 左記★印の4か所の協働センターに併設
可美市民サービスセンター（単独）
飯田市民サービスセンター（単独）

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

26

5 再編後の姿

(3) (仮称) 行政センター・協働センターのイメージ

北区

- 協働センター（旧公民館）と市民サービスセンターの取扱業務は、下記のとおりです。

協働センター（旧公民館）

- 地域づくり
- 生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

[場所] 三方原協働センター（三方原町）★
都田協働センター（都田町）★
細江協働センター（細江町気賀）

市民サービスセンター

- 窓口サービス
(証明書発行・届出など)



※現在と同じ場所に配置。
なお、市民サービスセンターは協働センター（旧公民館）に併設されるものと単独のものがあります。

[場所] 左記★印の2か所の協働センターに併設
新都田市民サービスセンター（単独）

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

27

5 再編後の姿

(3) (仮称) 行政センター・協働センターのイメージ

浜北区

- 協働センター（旧公民館）と市民サービスセンターの取扱業務は、下記のとおりです。

協働センター（旧公民館）

- 地域づくり
- 生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

[場所] 北浜南部協働センター（寺島）
浜名協働センター（小松）
中瀬協働センター（中瀬）
鹿玉協働センター（宮口）

市民サービスセンター

- 窓口サービス
(証明書発行・届出など)



※現在と同じ場所に配置。
なお、市民サービスセンターは協働センター（旧公民館）に併設されるものと単独のものがあります。

[場所] 左記4か所の協働センターに併設
赤佐市民サービスセンター（単独）

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

28

※赤佐市民サービスセンター(単独)と区役所に近い北浜南部・浜名協働センターは、現在一部業務のみの取り扱いとなっておりますが、浜北区が合区した場合は業務を充実していきます。

5 再編後の姿

(3) (仮称) 行政センター・協働センターのイメージ

天竜区

- 協働センター（旧公民館）と市民サービスセンターの取扱業務は、下記のとおりです。

協働センター（旧公民館）

- 地域づくり
- 生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

[場所] 二俣協働センター（二俣町二俣）

市民サービスセンター

- 窓口サービス
(証明書発行・届出など)



※現在と同じ場所に配置。

[場所] 鹿島市民サービスセンター（単独）
龍山北市民サービスセンター（単独）

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

29

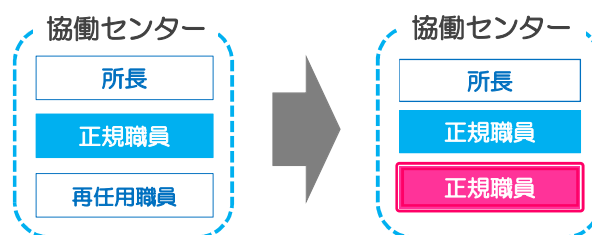
※天竜区内に8か所設置されているふれあいセンターは、原則として現行の機能を維持します。

5 再編後の姿

(4) 協働センターの機能強化

- 住民に身近なサービス拠点である協働センターの機能を強化し、効果的で効率的にサービスを提供するとともに、自治会活動などコミュニティ支援の充実を図ります。

◆再任用職員の正規職員化によるサービス提供体制の強化



※正規職員化は、再任用職員の配置のバランスを考慮しながら一定の期間をかけて徐々に行います。なお、正規職員化が完了した際には、現在より年間約1億5千万円の人件費が増加します。

◆テレビ会議システムによる受付・相談業務の補助



30

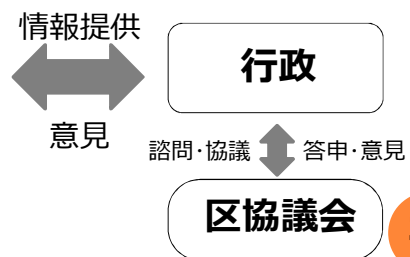
5 再編後の姿

(5) 市民協働による地域づくりの推進

- 現行の区で行っている事業は、再編後においても○○地域の事業として継続して実施します。
- 身近な地域の単位で住民が市政に参加する機会を拡大し、市民協働による地域づくりを推進します。

(仮称) 地域委員会

- 所掌事務 地域課題の協議・解決や地域住民の意見集約
- 位置付け 任意組織
※地域の希望に応じて任意設置
- 運営 行政のコミュニティ担当職員
- 委員構成 自治会、地区社会福祉協議会、PTA、子ども会、青少年健全育成会、NPO、ボランティア団体、民生委員等
- 体制イメージ 例1：現在のまちづくり協議会（行政センター単位）
例2：現在の協働センター運営委員会（協働センター単位）



31

6 今後のスケジュール

【今後の予定】

年月	内容
平成30年5月～	新たな案に対するご説明・意見聴取
平成30年8月～10月	最終案候補によるパブリックコメント等意見聴取
平成31年2月	行政区再編の有無の決定
平成31年2月～3月	浜松市行政区画等審議会への諮問・答申 ※以降の予定は行政区再編となった場合の想定であり、決まったものではありません。
平成31年6月	浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の改正
平成32年1月1日	新体制に移行

32



お問い合わせ先

浜松市

企画調整部 企画課

Tel:053-457-2241

総務部 人事課

Tel:053-457-2081

市民部 市民協働・地域政策課

Tel:053-457-2094

URL

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/kuseido/index.html>

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成 29 年度地域力向上事業の事後評価について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、住みよい地域社会を実現するため、区民の参加と協働により区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案の基づき、市が公益上の必要性を認め、団体が自主的に取り組む事業に対し、市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p>				
対象の区協議会	東区				
内 容	<p>平成 29 年度実施の市民提案による住みよい地域づくり助成事業の事業評価について報告を行います。</p> <p>・評価件数 5 件</p> <p>事後評価内容については、別紙のとおり。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>・事後評価の結果については、浜松市東区のホームページにて公開します。</p>				
担当課	東区・区振興課	担当者	鈴木勝久・根本	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成29年度 地域力向上事業 事後評価

【助成事業】

(単位:円)

No.	事業名	団体名	評価				市執行額 (補助金額)
			東区らしさ	達成度	支援の必要性	費用対効果	
1	ノルディック・ウォークの普及推進で健康力アップと健康寿命の延伸	浜松東ノルディック・ウォーク普及推進実行委員会	B	A	B	B	148,000
2	地域住民参加型 福祉農園 ふれあいファーム	特定非営利活動法人オーク	B	B	B	B	543,000
3	ふるさと笠井だるま市ライブと地域振興事業	笠井だるま市保存会	A	A	B	A	112,000
4	積志村・浜松市合併60周年記念 旧高林家と旧鈴木家の歴史と収蔵品の展示事業	積志地区自治会連合会	A	A	B	A	54,000
5	いざという時のお役立ち防災日めくり カレンダー作成・配布事業	特定非営利活動法人 積志かがやきカフェ	B	A	B	B	550,000
						合計	1,407,000

地域力向上事業の評価基準について

評価項目		評価及び判断基準		
東区らしさ	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・事業の実施にあたり、各区固有の人材、資源などを活かしたか。より発展、強化させることに繋がったか。		
事業目的の達成度	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・提案時点で掲げた目的をどの程度達成したか。		
財政支援の必要性	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・市が補助金を支出して支援を行う必要性（財政面で市の支援を必要とする事業であるかどうか）		
費用対効果	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・事業実施により得られた効果と、かかる経費のバランスは適切か。		

助成事業 No.1

＜ 平成29年度 ＞ （ 東区 区振興課 ）

事業名	ノルディック・ウォークの普及推進で健康力アップと健康寿命の延伸			
実施団体名	浜松東ノルディック・ウォーク普及推進実行委員会			
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・健康はままつ21の目標である健康寿命の延伸を図るために、健康的な軽スポーツであるノルディック・ウォーキングの普及を通して区民の健康づくりを推進する。 ・普及推進活動により、生活の一環としてノルディック・ウォーキングを継続することで、健康のづくりの実践と意識の高揚を図り、健康寿命の延伸及び介護期間の短縮に繋がるものと期待される。 ・また、ノルディック・ウォーキング愛好家による活動や歩行紀行などの催事を通し、市民間で新しいコミュニケーションづくりが可能となると考えられる。 			
事業の成果 (内容)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東区内地区代表等のノルディック・ウォーキング体験会 ノルディック・ウォーキングの概要や効果についての説明後、実際に周辺を歩行する。 開催日:5月22日(火)、参加人数:52名 2. 区内各地区での出前講座の実施 ノルディック・ウォーキングの概要や効果についての説明後、実際に周辺を歩行する。 開催回数:10回、参加者延人数:196名 3. 文化・歴史探訪ノルディック・ウォーキング大会の開催 東区内の史跡等を地元の人々の説明を聞きながらノルディック・ウォーキングで巡る。 <ol style="list-style-type: none"> (1)笠井地区 開催日:平成29年10月24日(火) 午前10時から 開催場所:笠井中 ⇒ 春日神社 ⇒ 笠井観音 ⇒ 服織神社 ⇒ 蛭子森古墳 ⇒ 源長院 参加者数:74人 (2)蒲地区 開催日:平成29年11月2日(木) 午前10時から 開催場所:蒲神明宮 ⇒ 多田足穀碑 ⇒ 宝珠寺 ⇒ 十輪禅寺 ⇒ 富士神社 参加者数:74人 4. その他 体験会を実施した後、各地区の愛好会、シニアクラブからのノルディック・ウォーキングに係る相談・指導などの支援を行った。 			
総事業費(円)	296,790	補助金額(円)	148,000	
評価	項目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	高い	(普通)	低い
	2) 事業目的の達成度	(高い)	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	(普通)	低い
	4) 費用対効果	高い	(普通)	低い
意見等				
<p>・この事業は、「文化・スポーツ・生涯学習に関する事業」、「健康・福祉の向上に関する事業」であり、健康寿命の延伸を図るために、健康的な軽スポーツであるノルディック・ウォーキングの体験会等を実施し、その普及を通して区民の健康づくりを推進する事業である。</p> <p>・ノルディック・ウォーキング体験会や出前講座を多数実施し、また地域の文化・歴史を探訪するノルディック・ウォーキング大会を開催するなど、ノルディック・ウォーキングの楽しみ方を多くの方へ発信している。</p> <p>・体験会参加者へのアンケートから、70歳以上の高齢者が多数参加していることと、初心者への参加が7割を超え、参加者が体験会実施後も継続して運動していることから、ノルディック・ウォーキング普及を通じての健康づくりを推進するという目的が達成されている。</p>				

助成事業 No.2

＜ 平成29年度 ＞ （ 東区 区振興課 ）

事業名	地域住民参加型 福祉農園 ふれあいファーム			
実施団体名	特定非営利活動法人オーク			
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の人だけでなく、高齢者や障害者、悩みを抱える人などの社会的弱者も含めて、地域住民が参加できる住民参加型の福祉交流農園を創造すること。また、ストレス解消の場、生きがいづくり、地域の人々との交流の場とすること。 ・花や緑の観賞、植物を育てることを通し、人々の心身の健康維持、生きがいづくりにつながると考えられる。 ・また、福祉交流農園を通じて、広く地域の人々の交流が見込まれ、孤立防止にもつながると期待される。 			
事業の成果 (内容)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉交流農園づくり 地域の農地を活用し、多様な人々の交流の場である福祉交流農園にするための基盤づくりを行った。 参加者：延べ612人(4月～3月、月平均51人)。 2. 手作りの食材を楽しむ 野菜やハーブ、果樹などさまざまな食材を育て、季節に応じた旬の味覚、有機栽培手作りの感覚を楽しむ。 季節に応じ、じゃがいも、さつまいも、キャベツなどの野菜、花の栽培を実施した。 3. 福祉農園収穫祭等の実施 より多くの人に福祉農園を知ってもらうために収穫祭等を実施する。 ＜実施内容＞ (1) 収穫祭 開催日：平成29年11月26日(日) 参加人数：78人 (2) 植付祭 開催日：平成30年3月18日(日) 参加人数：38人 			
総事業費(円)	1,087,169	補助金額(円)	543,000	
評価	項目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	高い	(普通)	低い
	2) 事業目的の達成度	高い	(普通)	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	(普通)	低い
	4) 費用対効果	高い	(普通)	低い
意見等				
<p>・この事業はこの事業は、高齢者や障害者、悩みを抱える人などを含めた地域住民が参加できる住民参加型の福祉交流農園を整備し、人々の生きがいづくり、交流の場を運営する事業であり、「地域コミュニティづくりに関する事業」である。</p> <p>・天候により農作物の収穫量が少なかったことから、事業の規模を縮小している。</p> <p>・協力者及び地域からの参加者を募るため、地域へのチラシや回覧、SNSの活用、近隣企業などへの呼びかけなどを行っていた。</p> <p>・住民参加型の福祉交流農園として、参加者の交流の場として一定の成果はあったが、今後も事業を継続・発展させていくためには、事業への理解を深め、協力者及び地域からの参加者を増やしていくことが必要である。</p>				

助成事業 No.3

＜ 平成29年度 ＞ （ 東区 区振興課 ）

事業名	ふるさと笠井だるま市ライブと地域振興事業			
実施団体名	笠井だるま市保存会			
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域文化の向上のため、笠井だるま市での地域人材の活用や地域をとりまく団体の活動を来場者に紹介し、地域と一体となったコミュニティづくりを推進する。 ・多数のだるま市来場者に向け地域の活動を紹介するとともに、浜松東高校の活動や行政の取り組みなどにも触れることにより、東区及び笠井地区を発信することができる。 			
事業の成果 (内容)	<p>◆ふるさと笠井だるま市ライブ</p> <p>開催日：平成30年1月10日(水) 開催場所：福来寺 来場者数：3,000人</p> <p><実施内容></p> <p>1. 浜松東高校と地域との交流 浜松東高校書道部による十湖大賞入選句の掛け軸の展示 浜松東高校写真部の写真展示</p> <p>2. 地区で活動する人材の活用 「ふるさと笠井だるま市ライブ」の実施 3回開催(地元住民参加)地元を盛り上げる。</p>			
総事業費(円)	282,626	補助金額(円)	112,000	
評価	項目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	(高い)	普通	低い
	2) 事業目的の達成度	高い	(普通)	低い
	3) 財政支援の必要性	(高い)	普通	低い
	4) 費用対効果	(高い)	普通	低い
意見等				
<p>・この事業は、展示を通じて「地域」を盛り上げ、運営に参加する高校生や、地域人材の活用や地域をとりまく団体の活動を来場者に紹介し、地域と一体となった事業であり「地域コミュニティづくりに関する事業」、「文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業」、「地域の特性を活かしたまちづくり事業」である。</p> <p>・東高校の書道部による「十湖賞俳句大会」十湖大賞入選句の掛け軸は、東区の「俳句の里づくり事業」のPR効果もある。</p> <p>・地域で活動する人材の活用として「ふるさと笠井だるま市ライブ」を開催し、出演者と来場者が一体となったライブを開催することができ、イベントを盛り上げており、目的が達成されている。</p>				

助成事業 No.4

＜ 平成29年度 ＞ （ 東区 区振興課 ）

事業名	積志村・浜松市合併60周年記念 旧高林家と旧鈴木家の歴史と収蔵品の展示事業			
実施団体名	積志地区自治会連合会			
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・積志村が浜松市と合併して60年目を迎えるため、江戸時代から独礼庄屋として栄えた旧高林家と旧鈴木家が、地域に果たした役割を振り返り、積志地区の歴史や風土・文化を思い返し、更なる積志地区の発展につなげる。 ・旧高林家と旧鈴木家の地域における役割を思い返すことは、積志地区の連帯感醸成、郷土愛の醸成に効果がある。 			
事業の成果 (内容)	<p>◆積志村・浜松市合併60周年記念「歴史資料展示会」 積志村から積志地区の成り立ち、歴史や風土・文化の紹介、積志地区の旧高林家、旧鈴木家の解説と収蔵品の展示。</p> <p>開催期間: 平成30年2月5日(月)～23日(金) 開催場所: 東区役所市民ホール 来場者数: 1,000人</p> <p><実施内容> ①積志村の歴史及び旧高林家・旧鈴木家の歴史 ②旧鈴木屋敷(万斛西遺跡)発掘調査コーナー ③鈴木家文庫、収蔵品コーナー ④高林家文庫、収蔵品コーナー ⑤寄贈後の鈴木家屋敷跡地の活動と未来コーナー</p>			
総事業費(円)	136,590	補助金額(円)	54,000	
評価	項目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	(高い)	普通	低い
	2) 事業目的の達成度	(高い)	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	(普通)	低い
	4) 費用対効果	(高い)	普通	低い
意見等				
<p>・この事業は、「地域の特性を活かしたまちづくり事業」であり、昨年度実施した「旧鈴木家の歴史と収蔵品の展示」に、浜松市との合併60周年を迎えた積志地区、また旧高林家の展示を加え広く積志地区の歴史を紹介することにより、これまでの積志地区の歩みを振り返るとともに、更なる地区の連帯感・郷土愛醸成を図ることを目的としている。</p> <p>・来場者に対し、主催団体が丁寧な説明を行うことで地区の歴史に対する理解を深めていた。</p> <p>・地区内の歴史遺産である「旧高林家」、「旧鈴木家」の今後の活用など、地域の課題も提起しており、積志地区の歴史を紹介するだけでなく今後のまちづくりを考える内容であり、目的が達成されている。</p>				

助成事業 No.5

＜ 平成29年度 ＞ （ 東区 区振興課 ）

事業名	いざという時のお役立ち防災日めくりカレンダー作成・配布事業			
実施団体名	特定非営利活動法人 積志かがやきカフェ			
事業の目的	<p>浜松市では、東南海地震が叫ばれているが、住民の関心や意識、備えには大きな差がみられる。このため、高齢者の防災意識の向上、災害への関心を高めるため、災害時に役立つ「防災日めくりカレンダー」を作成し配布する。</p> <p>普段からいざという時のために、「高齢者一人でも自分の命を自分で守るには、どんな備えが必要か」が一目で分かり、繰り返し見ることができる「万年日めくりカレンダー」とすることによって、災害時に不安を抱える高齢者の防災意識の高揚、防災機能のレベルアップを図ることができる。</p>			
事業の成果 (内容)	<p>1. 防災日めくりカレンダーの作成・配布 万年日めくりカレンダーとして自分の命は自分で守る内容を記載する。 東区内の75歳以上の独り暮らし及び高齢者世帯へ配布 積志地区:1,400部(民生委員の協力により手渡し配布を実施) 積志地区以外(東区):協働センター、地域包括支援センター、東区役所で1,000部を配布</p> <p>2. 日めくりカレンダー発行記念防災講演会の開催 開催期間:平成30年2月24日(土) 開催場所:上瀬公会堂 来場者数:52人</p> <p><実施内容> ①講演「地域から学ぶ」(三宅偉雄氏) ②日めくりカレンダーの説明</p>			
総事業費(円)	1,179,202	補助金額(円)	550,000	
評価	項目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	高い	◎普通	低い
	2) 事業目的の達成度	◎高い	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	◎普通	低い
	4) 費用対効果	高い	◎普通	低い
意見等				
<p>・この事業は「安全安心な地域づくりに関する事業」であり、高齢者の防災意識の向上、災害への関心を高めるため、災害時に役立つ「防災日めくりカレンダー」を作成し配布することで災害時に不安を抱える高齢者の防災意識の高揚、防災機能の向上を図るものである。</p> <p>・積志地区内の高齢者を主な対象としており、製作したカレンダーを直接配布したことにより、事業の目的が達成している。</p>				

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成30年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>地域力向上事業は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p>				
対象の区協議会	東区				
内 容	<p>○助成事業1件 提案のあった助成事業について、事業内容等に対しご意見をお伺いいたします。提案事業の詳細は別添資料の通りです。</p>				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）					
担当課	東区・区振興課	担当者	鈴木勝・根本	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

区 分	予算額	交付決定額	残 額	追加補助金額 (希望額)
助成事業	3,800,000 円	460,000 円	3,340,000 円	100,000 円

◆助成事業

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容	提案事業費 (希望補助額) (希望補助率)	採択 回数	区行政推進会議検討結果
4	東区キンボールスポーツ大会	東区スポーツ がんばる会	<p>・キンボールスポーツ大会を通じて、市・区民相互の親睦と運動不足を解消させ、健全な区民生活の充実に資する事を目的とする。</p> <p>・キンボールスポーツを行う事によって他校区との交流・親睦の輪が広がり、自主的なグループ活動の開催、校区を越えた繋がりや大人と子供の健全な交流の場、声を出せる場を持つことで健康で明るい健全な区民生活の充実に資する事が出来る。</p>	<p>内容</p> <p><input type="checkbox"/>キンボールスポーツ教室の開催 初心者から学べる教室を開催し、ルールや技術指導を行う。 開催回数：10回程度</p> <p><input type="checkbox"/>審判研修会 教室とセットで実施 開催回数：4回程度</p> <p><input type="checkbox"/>キンボールスポーツ大会の開催 開催日：平成31年2月24日</p> <p>東区内小学校・協働センター付設体育館を利用して教室や大会を開催する。</p> <p>時期 平成30年8月25日（土）～平成31年2月24日（日）</p> <p>場所 東区内（小学校体育館・協働センター付設体育館）</p>	200,000 円 (100,000 円) (50%)	新規	<p>【採用（実施予定事業候補）】</p> <p>・キンボールを通じた健全な区民生活の充実とスポーツによる交流を図ることを目的とする事業である。</p> <p>この事業は、文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業及び地域の特性を活かしたまちづくり事業に該当する。</p> <p><補助率>50%以内 ・新規事業であるため50%以内とした。</p>

東区協議会委員名簿

◎:会長 ○:副会長 (任期:平成30年4月1日～平成32年3月31日)

役職	氏名	よみがな	性別	選出母体等	地区	期	委員会
	石津 幸子	いしづ さちこ	女	浜松市東区保護司会	長上	1	地域福祉
	大軒 孝幸	おおのき たかゆき	男	直接指名委員	笠井	2	交通安全
	河合 洋子	かわい ようこ	女	浜松市人権擁護委員連絡協議会	積志	1	地域防災
	河合 よしの	かわい よしの	女	ガールスカウト浜松市協議会	笠井	1	地域防災
○	熊岡 邑子	くまおか むらこ	女	浜松市地区社協推進協議会	蒲	2	地域福祉
	小池 太江子	こいけ たえこ	女	とぴあ浜松農業協同組合	中ノ町	1	地域防災
	齋藤 國弘	さいとう くにひろ	男	浜松市東区自治会連合会	和田	2	交通安全
	齋藤 孝明	さいとう こうめい	男	浜松市子ども会連合会	和田	1	交通安全
	齋藤 宣男	さいとう のぶお	男	浜松市東区自治会連合会	積志	1	交通安全
	佐藤 公治	さとう こうじ	男	浜松市東区自治会連合会	中ノ町	2	交通安全
	杉本 ともえ	すぎもと ともえ	女	ヘルスボランティア活動連絡会	長上	1	地域福祉
	鈴木 祐一	すずき ゆういち	男	公募委員	長上	1	地域福祉
	鈴木 洋次	すずき ようじ	男	浜松市東区自治会連合会	蒲	2	地域防災
	高井 昭	たかい あきら	男	浜松市東区民生委員児童委員協議会	積志	1	地域福祉
	高橋 和美	たかはし かずみ	女	浜松市PTA連絡協議会	中ノ町	1	交通安全
◎	田中 充	たなか みつる	男	浜松市東区自治会連合会	笠井	2	交通安全
	藤田 昌良	ふじた まさよし	男	浜松市東区自治会連合会	長上	1	地域防災
	村木 克郎	むらき かつお	男	公募委員	積志	2	地域防災
	村松 信子	むらまつ のぶこ	女	浜松市東区民生委員児童委員協議会	和田	1	地域福祉
	森 和彦	もり かずひこ	男	直接指名委員	積志	2	地域防災

※50音順

交通安全 7人

地域防災 7人

地域福祉 6人

東区協議会交通安全委員会名簿

◎:委員長 ○:職務代理 (任期:平成30年4月1日～平成32年3月31日)

役職	氏名	よみがな	性別	選出母体等	地区	期
	大軒 孝幸	おおのき たかゆき	男	直接指名委員	笠井	2
	齋藤 國弘	さいとう くにひろ	男	浜松市東区自治会連合会	和田	2
	齋藤 孝明	さいとう こうめい	男	浜松市子ども会連合会	和田	1
	齋藤 宣男	さいとう のぶお	男	浜松市東区自治会連合会	積志	1
	佐藤 公治	さとう こうじ	男	浜松市東区自治会連合会	中ノ町	2
	高橋 和美	たかはし かずみ	女	浜松市PTA連絡協議会	中ノ町	1
	田中 充	たなか みつる	男	浜松市東区自治会連合会	笠井	2

※50音順

東区協議会地域防災委員会名簿

◎:委員長 ○:職務代理 (任期:平成30年4月1日~平成32年3月31日)

役職	氏名	よみがな	性別	選出母体等	地区	期
	河合 洋子	かわい ようこ	女	浜松市人権擁護委員連絡協議会	積志	1
	河合 よしの	かわい よしの	女	ガールスカウト浜松市協議会	笠井	1
	小池 太江子	こいけ たえこ	女	とびあ浜松農業協同組合	中ノ町	1
	鈴木 洋次	すずき ようじ	男	浜松市東区自治会連合会	蒲	2
	藤田 昌良	ふじた まさよし	男	浜松市東区自治会連合会	長上	1
	村木 克郎	むらき かつお	男	公募委員	積志	2
	森 和彦	もり かずひこ	男	直接指名委員	積志	2

※50音順

東区協議会地域福祉委員会名簿

◎:委員長 ○:職務代理 (任期:平成30年4月1日~平成32年3月31日)

役職	氏名	よみがな	性別	選出母体等	地区	期
	石津 幸子	いしづ さちこ	女	浜松市東区保護司会	長上	1
	熊岡 邑子	くまおか むらこ	女	浜松市地区社協推進協議会	蒲	2
	杉本 ともえ	すぎもと ともえ	女	ヘルスポランティア活動連絡会	長上	1
	鈴木 祐一	すずき ゆういち	男	公募委員	長上	1
	高井 昭	たかい あきら	男	浜松市東区民生委員児童委員協議会	積志	1
	村松 信子	むらまつ のぶこ	女	浜松市東区民生委員児童委員協議会	和田	1

※50音順

浜松東署管内の交通事故日報

1 発生状況

(平成30年 4月30日分)

区分	当日			当月累計			当年累計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当年	6		11	223		283	847	2	1,115
増減	1		3	9		-3	-12	-1	-10
率	20.0		37.5	4.2		-1.0	-1.4	-33.3	-0.9

2 路線別

区分	当日			当月累計			当年累計			
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	傷者
国道	3		3	53		63	176	13	1	234
主要地方道				18		22	64	-10		78
一般県道				35		40	107	-2		132
市町村道	2		3	105		140	444	-18	1	599
その他	1		5	12		18	56	5		72

3 市区町別

区分	当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
浜松市									
中区	25		29	70	-5			88	-6
東区	132		169	503	3	1	-1	652	3
南区	66		85	274	-10	1		375	-7

4 当事者別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
大型車		5	13	4
中型車		4	11	-1
準中型車		4	19	8
普通車	6	197	747	-32
二輪車		6	27	-1
自転車		6	22	4
歩行者				
その他				

注：不明は除く

5 居住地別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
管内	5	114	438	-4
管内		90	346	
管外	1	13	37	-3

注：不明は除く

6 年齢別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
15歳以下		2	4	3
16～19歳		11	31	-6
20～24歳		30	93	-25
25～29歳	1	24	83	1
30～39歳	2	35	144	4
40～49歳	1	42	165	12
50～59歳	1	35	121	6
60～64歳		11	47	
65歳以上	1	32	151	-13
不明		1	8	6

7 事故類型別件数

区分	当日	当月	当年	増減数
人対(背)面通行中		2	4	-2
横断中			8	-6
横断歩道			14	3
その他		3	14	3
その他		4	18	10
小計		9	44	5
正面衝突		1	5	
追突	2	94	341	-7
出合頭	2	70	274	6
追越すれ違い時		2	8	1
その他	1	23	77	-7
右左折時			75	-6
その他	1	17	75	-6
小計	6	207	780	-13
車両単独		7	23	-4
踏切				
合	6	223	847	-12

8 各種事故別

区分	当日累計			当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
幼児							10	-9			10	-10
園児				1		2	9	-1			11	
小学生				6		8	28	4			34	10
中学生				4		4	15	7			15	7
高校生	1	1		11		10	38	-8			35	-12
高齢者	1			57		39	229	-21			134	-8
高齢運転	1	1		31		37	148	-13	1		195	-13
歩行者				9		9	44	5			45	6
自転車	1	1		32		31	105	-16			101	-18
原付車				8		12	56	9		-1	62	13
自二車	1	1		10		11	49	-3		-2	53	-3
ヤング				38		55	117	-27			161	-45
若者起因	1	1		62		83	199	-26			257	-58
初心者				9		12	28	-5			33	-14
無免許				2		2	3	2			3	
飲酒							3	1	1	1	2	-1
交差点	2		3	89		115	348	-13	2		457	8



区協議会の開催日程（5月）について

このことについて、次のとおり区協議会が開催されますのでお知らせします。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第2回	5月23日 (水) 13:30～	浜松市役所 北館1階 101会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について ・(協議)浜松城公園長期整備構想に基づく今後の整備について ・(協議)平成30年度中区地域力向上事業「協働センターを核とした地域課題解決事業」について ・(協議)平成29年度中区地域力向上事業の事後評価について ・(協議)平成30年度中区地域力向上事業「区民活動・文化振興事業、区課題解決事業」について ・(報告)平成30年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の選考結果について ・(報告)平成29年度のパブリックコメントの結果について ・その他 	10人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第2回	5月25日 (金) 13:30～	東区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について ・(協議)平成29年度地域力向上事業(助成事業)の事後評価について ・(協議)平成30年度地域力向上事業(助成事業)の提案について ・地域課題について ・その他 	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第2回	5月30日 (水) 13:30～	西区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について ・(協議)平成29年度地域力向上事業の事後評価について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第2回	5月23日 (水) 13:30～	南区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について ・(協議)平成29年度地域力向上事業の事後評価について ・(協議)平成30年度地域力向上事業の提案について ・地域課題について ・その他 	5名程度	南区役所 区振興課 TEL:425-1120

北区協議会	第2回	5月24日 (木) 13:30~	三ヶ日協働センター 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について ・(協議)平成29年度地域力向上事業の事後評価について ・地域課題について ・その他 	5名程度	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第2回	5月24日 (木) 13:30~	浜北区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について ・(協議)平成29年度地域力向上事業の事後評価について ・(協議)平成30年度地域力向上事業の提案について ・地域課題について ・その他 	10人 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第2回	5月29日 (火) 14:00~	天竜区役所 2階 21・22会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について ・(協議)平成29年度地域力向上事業の事後評価について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

市民部 市民協働・地域政策課 担当：増田
TEL 457-2094



区協議会の開催日程（5月）について

このことについて、次のとおり区協議会が開催されますのでお知らせします。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第2回	5月23日 (水) 13:30～	浜松市役所 北館1階 101会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について ・(協議)浜松城公園長期整備構想に基づく今後の整備について ・(協議)平成30年度中区地域力向上事業「協働センターを核とした地域課題解決事業」について ・(協議)平成29年度中区地域力向上事業の事後評価について ・(協議)平成30年度中区地域力向上事業「区民活動・文化振興事業、区課題解決事業」について ・(報告)平成30年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の選考結果について ・(報告)平成29年度のパブリックコメントの結果について ・その他 	10人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第2回	5月25日 (金) 13:30～	東区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について ・(協議)平成29年度地域力向上事業(助成事業)の事後評価について ・(協議)平成30年度地域力向上事業(助成事業)の提案について ・地域課題について ・その他 	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第2回	5月30日 (水) 13:30～	西区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について ・(協議)平成29年度地域力向上事業の事後評価について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第2回	5月23日 (水) 13:30～	南区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について ・(協議)平成29年度地域力向上事業の事後評価について ・(協議)平成30年度地域力向上事業の提案について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
北区協議会	第2回	5月24日 (木) 13:30~	三ヶ日協働センター 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について ・(協議)平成29年度地域力向上事業の事後評価について ・(報告)(仮称)市民音楽ホールの整備に係る地元説明会の実施について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第2回	5月24日 (木) 13:30~	浜北区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について ・(協議)平成29年度地域力向上事業の事後評価について ・(協議)平成30年度地域力向上事業の提案について ・地域課題について ・その他 	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第2回	5月29日 (火) 14:00~	天竜区役所 2階 21・22会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)新たな行政区、行政サービス提供体制(案)について ・(協議)平成29年度地域力向上事業の事後評価について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

市民部 市民協働・地域政策課 担当：増田
TEL 457-2094

平成30年度介護保険制度改正市民説明会

長寿保険課

1 目的

平成30年度の介護保険制度改正を中心に市民向け説明会を開催し、介護保険制度に対する市民意識の向上や理解の定着を図る。

2 日時

平成30年6月12日(火) 午後2時から午後3時まで

3 会場

東区役所3階 32会議室

4 内容

介護保険だより（平成30年3月発行）などを用いて、介護保険課及び東区・長寿保険課の職員が説明します。

5 申し込み方法

当日、直接会場へお越しください。

6 その他

- ・「広報はままつ2018年5月号」に、お知らせ記事を掲載しています。
- ・【問合せ先】 浜松市健康福祉部介護保険課 電話 457-2862

平成30年度介護保険制度改正
市民説明会

介護保険課 ☎457・2862

開催日	時間	場所
6月12日(火)	午後2時～3時	東区役所32会議室
6月14日(木)		西区役所21会議室
6月19日(火)		南区役所21会議室
6月21日(木)		北区役所32会議室
6月22日(金)		天竜区役所21・22会議室
6月25日(月)		市役所北館101・102会議室
6月26日(火)		浜北区役所第1会議室

浜松市天竜材ぬくもり空間
創出事業費補助金の新設

林業振興課 ☎457・2159

浜松市産のFSC®認証材を一定面積以上使用して非住宅建築物の木質化を行う施主に対し、助成を行います。

《1棟あたり補助金額》

1棟あたりのFSC認証材の使用面積	補助金額
20㎡～40㎡未満	50,000円
40㎡～60㎡未満	100,000円
60㎡～80㎡未満	150,000円
80㎡以上	200,000円

条件 対象施設の仕上材にFSC認証材を20㎡以上使用することなど

❗申し込み方法の記載がない場合は、当日直接会場へ

期間 平成31年3月15日(日)まで
※申請方法ほか詳細は市ホームページで確認。

市HP ▶ぬくもり空間

検索

多文化共生・国際交流推進事業費
補助金交付団体の募集

浜松国際交流協会 ☎458・2185

期間 6月1日(金)～30日(土)

申込 要綱を変更したため、必ず確認。要綱および申請書は、協会のホームページから。

※説明会は、当日直接会場へ

【説明会】6月2日(土)午後2時～4時

場所:多文化共生センター(中区早馬町)

内容:申請方法の説明や情報交換

※説明会は、当日直接会場へ

市HP ▶浜松国際交流協会

検索

こらぼ講座/学習会に無料で講師を派遣します

UD・男女共同参画課 ☎457・2364

対象 10人以上の参加が見込める学習会(学校、PTA、自治会、企業、サークルなど)

条件 市内の会場の準備は申込者が行い、時間は午前10時～午後9時の間の2時間以内

テーマ ワーク・ライフ・バランス、女性活躍、男女の視点を取り入れた防災・コミュニケーションなど。希望のテーマがあれば相談可。

申込 申込用紙を学習会開催1カ月前までにUD・男女共同参画課へ

※申込用紙はUD・男女共同参画課、あるいは

市HP ▶ぬくもり空間

検索

ホール(男女共同参画事業担当)、区役所区振興課、協働センターで配布。または、市ホームページからダウンロード。

市HP ▶こらぼ講座

検索

第40回浜名湖クリーン作戦

環境政策課 ☎453・6149

日時 6月3日(日)午前8時～10時(小雨決行・場所により時間が異なります)

場所 浜名湖海岸(かんざんじサンビーチ、村柳海岸、雄踏海岸、渚園ほか)

※団体での参加の場合や、実施時間については、事前に西区まちづくり推進課(☎597・1150)、北区まちづくり推進課(☎523・1114)へ連絡。



ひとり親家庭のための無料法律相談

子育て支援課 ☎457・2792

ひとり親家庭や子供がいて離婚を考えている人を対象に養育費のほか、面会交流、戸籍、慰謝料、財産分与などの相談に応じます。(一人あたりおよそ30分)

日時 ①5月23日(水)②7月25日(水)③9月26日(水)、各日午後1時～5時

場所 母子家庭等就業・自立支援センター(西部支所(中区中央二丁目))

定員 各8人(先着順)

申込 5月15日(火)から電話で母子家庭等就業・自立支援センター(☎054・254・1191)

市HP ▶こらぼ講座

検索

このたび、3年に1度の介護保険制度の見直しが行われ、平成30年度から平成32年度までの「第7期浜松市介護保険事業計画」を策定しました。今回の「介護保険だより」は、主な介護保険制度改正の内容をお知らせします。

その1 介護保険料が見直されます

2018年4月から

今後3年間のサービス利用に関する介護給付費の見込みに応じて介護保険料の見直しが行われ、基準額等が決められました。

ポイント

- ①介護保険料(基準額)… 年額66,412円
- ②低所得者の軽減強化… 第3段階の料率を0.65(0.02の軽減)、第4段階の料率を0.70(0.05の軽減)に設定し、低所得者層の保険料率を引き下げる。
※第1段階及び第2段階は公費による軽減を実施済み。(料率0.05の軽減)
- ③段階の細分化…………… 新たに料率2.50の第13段階、料率2.75の第14段階を創設する。

平成30年度から平成32年度までの介護保険料

※月額については端数を四捨五入しています

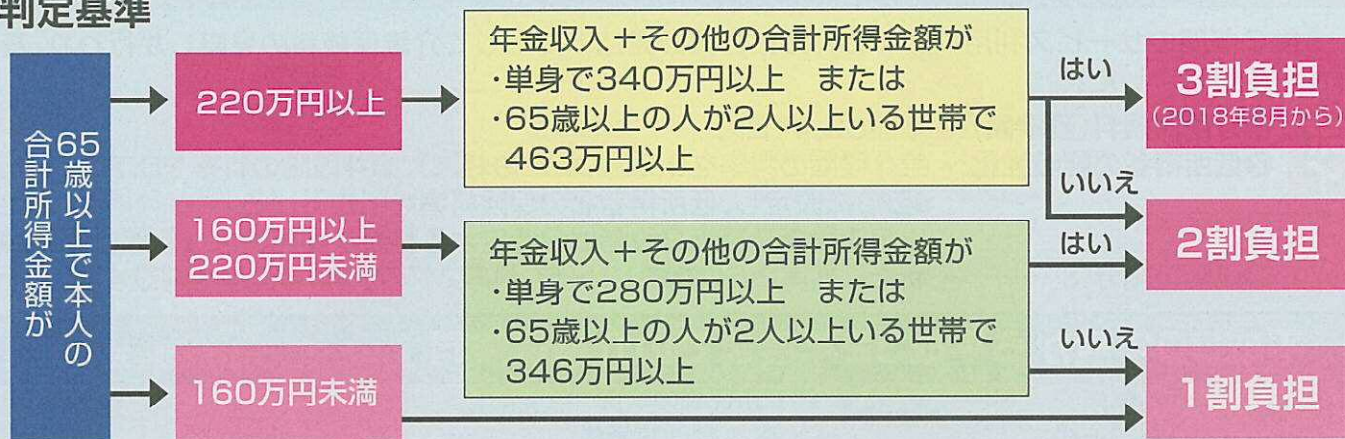
段階	年額 (月額金額)	保険料率	市民税の状況		要件
			本人	世帯員	
第1段階	29,885円 (2,490円)	0.45	非課税	非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者
第2段階	29,885円 (2,490円)	0.45			前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下
第3段階	43,167円 (3,597円)	0.65			前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下
第4段階	46,488円 (3,874円)	0.70			前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額の合計が120万円超
第5段階	59,770円 (4,981円)	0.90			前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下
第6段階 (基準額)	66,412円 (5,534円)	1.00	課税	課税	前年分の公的年金等収入金額と公的年金以外の合計所得金額の合計が80万円超
第7段階	76,373円 (6,364円)	1.15	課税	本人の前年分の合計所得金額	125万円未満
第8段階	83,015円 (6,918円)	1.25			125万円以上 200万円未満
第9段階	99,618円 (8,302円)	1.50			200万円以上 350万円未満
第10段階	116,221円 (9,685円)	1.75			350万円以上 500万円未満
第11段階	132,824円 (11,069円)	2.00			500万円以上 750万円未満
第12段階	149,427円 (12,452円)	2.25			750万円以上 1,000万円未満
第13段階	166,030円 (13,836円)	2.50			1,000万円以上 1,500万円未満
第14段階	182,633円 (15,219円)	2.75			1,500万円以上

- 公的年金等収入金額…税法上、課税対象の収入となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。
- 合計所得金額…収入金額から必要経費等に相当する金額を差し引いた金額の合計額。土地・建物等の譲渡所得の特別控除の適用がある場合は特別控除後の金額です。
- 介護保険料は原則として年金からの差し引き(特別徴収)で納付していただけます。ただし、次のような人は納入通知書または口座振替(普通徴収)による納付となります。
 - ・65歳に到達または浜松市に転入してからおおむね1年未満の人
 - ・前年度特別徴収であった人で、保険料の減額により、本年2月の保険料が特別徴収されない人
 - ・年金を担保に融資を受けている人
 - ・年金が年額18万円未満の人 など
- 普通徴収の人の保険料は、改定後の保険料で計算した額で4月10日ごろに通知します。
- 特別徴収の人の4月・6月・8月分の保険料は2月と同額です。ただし、6月・8月分については金額が変更される場合があります。金額が変更される場合は、4月下旬に変更後の保険料額を通知します。

見直しのポイント

65歳以上の被保険者(第1号被保険者)のうち、本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人は、サービスを利用した際の負担割合が3割になります。(2018年8月から)

■判定基準



※市区町村住民税非課税の方、40歳から64歳の方は、1割負担です。

○合計所得金額とは

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除する前の金額です。

土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。

○負担割合証

- 要介護認定を受けた人、介護予防・生活支援サービス事業対象者に、利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が交付されます。
- 負担割合証の適用期間は、毎年8月1日から翌年7月31日の一年間です。所得に応じて利用者負担の割合が変わるため、負担割合証は毎年8月に更新されます。
- 介護サービス利用時に、介護保険証と一緒に事業所へ提示してください。

高額介護(介護予防)サービス費について

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1割、2割または3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときには、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、浜松市への申請が必要です。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

利用者負担上限額(月額)

利用者負担段階区分		利用者負担上限額
現役並み所得者	同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、年収が単身世帯383万円以上、2人以上世帯520万円以上の人。	世帯:44,400円
一般		世帯:44,400円※
住民税世帯非課税		世帯:24,600円
	●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	個人:15,000円
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		個人:15,000円 世帯:15,000円

※同じ世帯にいる65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む)の利用者負担割合が1割の世帯には、2017年8月から3年間に限り、年間446,400円(37,200円×12ヶ月分)を上限とする緩和措置があります。

高額医療・高額介護合算制度(高額医療合算介護サービス費)について

「介護保険のサービス費用の1割、2割または3割」と「医療保険の医療費」を年間で合計して限度額(下表)を超えた場合は、申請によってその超えた分が後から支給されます。同じ世帯で介護保険と医療保険の両方に自己負担がある世帯が対象となります。(同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。)

見直しのポイント

70歳以上で現役並み所得者の人は、新たに3つの区分に分けられ、限度額が変わります(2018年8月から)
(70歳未満の人のみの世帯は変更ありません)

■ 高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額(8月～翌年7月の年額)

70歳以上の人(後期高齢者医療制度の対象者も含む)

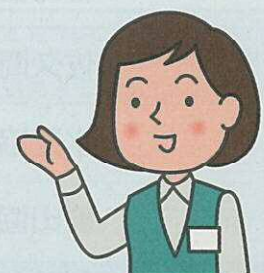
所得区分	2018年7月まで	限度額
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)		67万円
一般 (住民税課税世帯の人)		56万円
低所得者Ⅱ (住民税非課税の人)		31万円
低所得者Ⅰ	介護サービスの利用者が1人	19万円
	介護サービスの利用者が複数いる場合	医療分 19万円 介護分 31万円



所得区分	2018年8月から	限度額
課税所得 690万円以上		212万円
課税所得 380万円以上		141万円
課税所得 145万円以上		67万円
一般 (住民税課税世帯の人)		56万円
低所得者Ⅱ (住民税課税世帯の人)		31万円
低所得者Ⅰ	介護サービスの利用者が1人	19万円
	介護サービスの利用者が複数いる場合	医療分 19万円 介護分 31万円

70歳未満の人

所得区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超から901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円



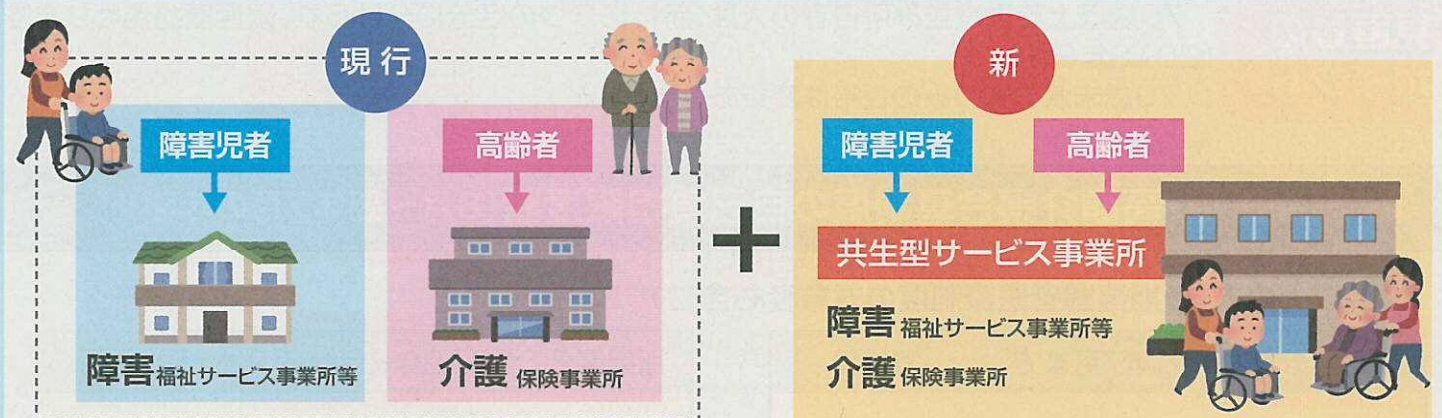
その4 「共生型サービス」の制度を創設します

2018年4月から

障がいのある人が65歳になっても、使い慣れた事業所においてサービスを使いやすくすること、限られた福祉人材を有効活用することを目的とし、「共生型サービス」の制度を創設します。

現在、介護保険サービスと障害福祉サービス等は、それぞれ異なる事業所がサービスを行っていますが、1つの事業所(共生型サービス事業所)で高齢者と障がいのある人がデイサービス、ショートステイまたはホームヘルプサービスを利用することができるようになります。

※共生型サービスは市の指定を受けた事業所により行われますので、すべての事業所で高齢者と障がいのある人の双方へのサービス提供を行うことができるわけではありません。



浜松市のお問い合わせ窓口

平日 8:30~17:15

土・日曜、祝日および年末年始は除く

区役所等	電話番号	所在地
中区役所 長寿保険課	(053)457-2324	〒430-8652 中区元城町103-2
東区役所 長寿保険課	(053)424-0184	〒435-8686 東区流通元町20-3
西区役所 長寿保険課	(053)597-1119	〒431-0193 西区雄踏一丁目31-1
南区役所 長寿保険課	(053)425-1572	〒430-0898 南区江之島町600-1
北区役所 長寿保険課	(053)523-2863	〒431-1395 北区細江町気賀305
引佐協働センター	(053)542-1111	〒431-2295 北区引佐町井伊谷616-5
三ヶ日協働センター	(053)524-1111	〒431-1495 北区三ヶ日町三ヶ日500-1
浜北区役所 長寿保険課	(053)585-1122	〒434-8550 浜北区貴布祢3000
天竜区役所 長寿保険課	(053)922-0065	〒431-3392 天竜区二俣町二俣481
春野協働センター	(053)983-0001	〒437-0604 天竜区春野町宮川1467-2
佐久間協働センター	(053)966-0002	〒431-3908 天竜区佐久間町中部18-11
水窪協働センター	(053)982-0002	〒431-4195 天竜区水窪町奥領家2980-1
龍山協働センター	(053)966-2113	〒431-3804 天竜区龍山町大嶺570-1



～はままつ食育発信店～

健康力アップ in 東区

6月は食育月間

「食事をおいしくバランスよく 減塩で健康生活」生活習慣病予防等の健康づくりに関するイベントを開催します。
楽しみながら健康力アップしてみませんか!!



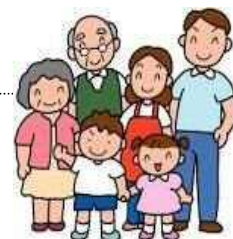
主な内容

- ◆ 適塩味噌汁の試飲 ～ 0.8%塩分濃度の味噌汁試飲 ～
- ◆ 味覚チェック ～ 味覚をチェックしてみましょう～ (数量限定)
- ◆ 子供用やさいクイズ ～やさいの名前がわかるかな?～
- ◆ 健康おみくじ ～大吉 吉 さて何がでるかな?～
- ◆ 肺年齢測定 ～肺の生活習慣病 (COPD) を予防しよう!～
- ◆ 健康相談 ～血圧測定～ ◆ 歯のコーナー等



- 6月 6日 (水) 10:00～12:00 遠鉄ストア 西ヶ崎店
- 6月 13日 (水) 10:00～12:00 マックスバリュ 浜松和田店
- 6月 20日 (水) 14:00～16:00 遠鉄ストア 笠井店
- 6月 23日 (土) 10:00～13:00 イオン 浜松市野店

- ◆ 野菜クイズ・健康ポスターの展示等



☆内容は各店舗により異なります